

Q 1) 認定までにどのくらいの期間がかかりますか？

A 1) 申請書を受け付けてから認定まで30日以内を目途としておりますが、申請書に不備がある場合又は不足書類がある場合の補正を行っている期間は除かれますので、余裕を持って申請して下さい。

Q 2) 工業会等の証明書が届かない場合、どうしたらいいでしょうか？

A 2) 税制措置を受けようとする場合は、工業会等による証明書の写しを提出していただかない限り認定はできません。決算期が迫っているなどの事情がある場合は、個別にご相談下さい。

Q 3) 取得とは、具体的にどのタイミングを指しますか？

A 3) 機械などの所有権を得たこと、つまり機械などの購入等をしたことを指します。例えば検収が終わっていない設備については、引き渡しは済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認下さい。

Q 4) 取得価額の判定は、消費税抜きですか。それとも消費税込みですか？

A 4) 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込み経理であれば消費税を含ん

だ金額で、税抜き経理であれば消費税を含まない金額で判定することになります。

Q 5) 認定書の送付先（返信用封筒の宛名）を、支援機関（申請書作成の支援等を行った税理士法人等）にしてもいいでしょうか？

A 5) 問題ありません。ただし、送付先を支援機関とする場合は、返信用封筒に申請者（企業）名も記載して下さいますようお願いいたします。

Q 6) 前回認定を受けてから今日までに決算を経ましたが、その場合は新規申請、変更申請のどちらになりますか？

A 6) 決算時期にかかわらず実施計画の期間内に行われる 2 回目以降の申請は、すべて変更申請となります。

Q 7) 計画の「8. 経営力向上設備等の種類」の「利用を想定している支援措置」はどのように記入すれば良いですか？

A 7) 税制措置の、①中小企業経営強化税制（A類型）、②中小企業経営強化税制（B類型）について、計画の申請時点で利用を想定する措置に○を記入して下さい。なお、①については、工業会等による証明書（写し）が、②については経済産業局の確認書（写し）が必要となります。

Q 8) 経営力向上計画は、いつまでに申請すればよいですか？

A 8) 計画認定自体には特に期限がありませんが、設備を取得する計画の場合、原則として設備の取得前に計画の認定を受けることが必要です。詳しくは「支援措置活用の手引き」をよくご確認ください。

Q 9) 計画の「6. 経営力向上の内容」の「(1) 現に有する経営資源を利用する取組」と「(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組」はどのように記入すれば良いですか？

A 9) 事業承継の取組みがない場合は (1) 有 (2) 無に○をつけて下さい。事業承継の取組みがある場合は (1) 有又は無 (2) 有に○をつけて下さい。